

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○広島県立自然公園条例施行規則 昭和三十九年九月二十二日規則第八十七号</p> | <p>○広島県立自然公園条例施行規則 昭和三十九年九月二十二日規則第八十七号</p> |
| <p>第一条～第十九条 略 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> | <p>第一条～第十九条 略 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> |
| <p>第二十条 条例第十一条第八項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> | <p>第二十条 条例第十一条第八項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> |
| <p>一～十七の十三 略</p> | <p>一～十七の十三 略</p> |
| <p>十七の十四 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が<u>実施する</u>保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> | <p>十七の十四 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が<u>行う</u>保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> |
| <p>十七の十五～二十六の二十一 略</p> | <p>十七の十五～二十六の二十一 略</p> |
| <p>二十六の二十二 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> | <p>二十六の二十二 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> |
| <p>二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 第二十八条の二第一項の規定により県が<u>実施する</u>保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> | <p>二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 第二十八条の二第一項の規定により県が<u>行う</u>保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> |
| <p>二十六の二十四～三十三 略</p> | <p>二十六の二十四～三十三 略</p> |
| <p>以下 略</p> | <p>以下 略</p> |